

## 1 いじめ防止

### (1) 基本的な考え方

①いじめは特別なことでなく、どの子供も被害者又は加害者になるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が保障され、生徒がいじめに向かわないような方法について、全教職員が一体となって取り組むべき、重要な学校課題である。基本となるのは、いじめは重大な人権侵害であると認識し、「いじめをしない」「いじめを許さない」「いじめに負けない」指導の徹底を図ることである。あいさつ、言葉遣いなど規律正しい生活態度、分かる授業や生徒主体の学校行事の工夫によって、生徒が積極的に取り組める教育環境づくりに努めることが、学校の責務である。こうした中で、日頃から生徒同士、生徒と教職員との語り合う関係を通して、信頼関係を育てていく。

このような日頃からの取り組みの成果は、日常的な生徒の観察、定期的なアンケート調査、家庭との連絡相談を検証して、改善の方の向、内容を体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みに反映、実施することが大切である。

### ②いじめ防止のための措置

#### ア いじめについての共通理解

- いじめの態様、原因・背景など指導上の留意点などについて、研修等で理解する。
- 「いじめ」は「重大な人権侵害」であることを、様々な場面で指導しながら、「いじめ」について、生徒教職員が共有できるようにする。

#### イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育、人権教育、学級活動、様々な体験活動などにより、生徒の社会性を育み、自他の存在を認め合える態度を育てていく。

#### ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- 事実と背景について、分析しながら指導に活用できるようにする。
- 教職員自身の言動についても留意し、いじめが助長されたり深刻化することのないようにする。また、個々の特性（障害等）を適切に理解し、指導に当たる。

#### エ 自己有用感や自己肯定感を育む

- 全ての生徒の良さが認められ、他者に貢献できていると感じられる機会が、もてるようにする。
- 自己肯定感が高められるように、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設ける。
- 家庭や地域、小中学校との連携を通して、多角的に生徒を支えてやりながら、生徒自身で、社会性や自己有用感や自己肯定感を感じられるようにする。

#### オ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

- 生徒会による「いじめ撲滅運動」など、生徒自身で主体的に考え行動できるように育てる。

## 2 早期発見

### (1) 基本的な考え方

いじめを積極的に認知できるように、日頃から生徒との人間関係を良好なものにしておき、些細な変化にも見逃さない教職員の資質能力の向上に努める。また、日頃より、情報を共有し、すぐに対応できるように意識を高め、組織を形成しておく。

### (2) いじめ早期発見のための措置

- 登下校時、朝帰りの学活、休み時間、授業中、部活動等の観察
- 定期的なアンケート調査の実施
- 教育相談や家庭訪問の実施
- 語り合える人間関係の構築
- 生活ノートの確認
- 保護者地域からの連絡相談
- 関係各機関との情報交換

### (3) いじめに対する指導

基本的な考え方 いじめ防止対策推進法第11～13条（基本方針）を基本とする。

#### ①観察強化

- ア 日常的な生徒の人間関係の把握（早期発見・早期対応に努める。）
- イ いじめられている生徒の立場に立って指導・援助を行う。
- ウ 生徒主導による、いじめ防止啓発も進める。

#### ②共通理解情報収集 それぞれの立場での観察及び情報収集の実施

- ・周囲の生徒からの情報収集（「いじめ」とは知られないように）
- ・生活ノートや日記（担任提出用）などからの情報収集の工夫
- ・他の教職員からの情報収集
- ・保護者への電話等での問合せ（家庭生活の変化の有無など）

◇担任を中心とした関係教職員による情報交換の実施

（学級担任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭等）

◇管理者への報告といじめ防止対策委員会等の招集決定

#### ③校内委員会 いじめ防止対策委員会（いじめ緊急対応会議）等の招集検討

\*支援委員会・運営委員会（主任会）が代替することもある。

#### ④いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会等で必要となる資料の項目例

- ・いじめ防止対策委員は、以下の教職員で構成する。  
校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、支援コーディネーター、  
スクールカウンセラー、関係職員
- ・いじめられている生徒の氏名（年組）
- ・いじめている生徒の氏名（年組）…複数の場合は全員
- ・いじめの状況（日時、場所、人数、いじめの態様や集団の構造等

- ・いじめの動機や背景（状況から推測される場合も含む）
- ・いじめられている生徒といじめている生徒の言動や特徴
- ・保護者や教職員が有する情報
- ・周囲の生徒からの聞き取りの状況等

#### ⑤対応策検討上の留意点

- ・多角的にいじめの原因や対応の在り方等について検討する。
- ・全校を挙げて分掌組織を機能させながら取り組む。
- ・調査や指導・援助等はチームを組んで組織的に対応する。  
\*対応策決定までに調査や事実関係の把握を繰り返す必要がある場合には、状況に応じていじめ対策防止委員会等を数回開催する。

#### ⑥方針による指導援助

##### ◇いじめられている生徒の保護者への説明と協力依頼

- ・家庭訪問によりいじめの概要を説明し、学校の誠意を示す。
- ・解決に向けた学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。

##### ◇いじめられている生徒に対して

- ・いじめられている生徒の側に立つ。（本人を守る姿勢を示す）
- ・親身になって話を聴く。（批判的・評価的な態度は見せない）
- ・今後の対応の在り方を本人、保護者と相談しながら決めていく。

##### ◇いじめている生徒に対して

- ・いじめの事実を確かめ、いじめの意識の有無を確認する。
- ・意識的にいじめている場合にはその非を指摘し、納得させる。
- ・意識がない場合にはいじめられている側のつらさを教える。

##### ◇周囲の生徒に対して

- ・いじめの不当性を指摘し、いじめを止めさせたり教師に伝えること
- ・いじめを止めさせたり、教師などに連絡することは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
- ・いじめていた生徒への二次的ないじめが起きないように指導する。

#### ⑦事後指導

##### ◇事後指導

- ・いじめられていた生徒及びいじめていた生徒の継続的観察

#### ⑧連携

##### ◇保護者との連携

- ・双方の家庭への観察の継続と様子の変化した場合の学校への連絡依頼

##### ◇出席停止の検討

- ・上記の対応を進めたにもかかわらず、執拗ないじめを繰り返すなど学校の指導の限界を超える場

合には、教育委員会との相談を踏まえて、出席停止の措置を検討する。

#### (4) その他の留意事項

##### ① 組織的な対応

○校長を中心に、全教職員が一枚岩になって、協力体制を確立する。また、必要に応じて、SC等の専門家も参加して、問題の解決に当たるようにする。

○学校基本方針に基づく取り組みの実施内容について、保護者、地域関係機関との連携も行う。

##### ② 校内研修の実施

○いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する研修を実施する。

##### ③ 校務の効率化

○校務の平準化により、いじめの防止等に適切に取り組めるように、管理職は配慮する。

##### ④ 学校評価と教職員評価

○学校評価（教職員評価）において、いじめを取り扱う際には、実態把握や指導対応やいじめの改善状況を評価し、その改善に取り組む。

##### ⑤ 地域や家庭との連携について

○学校基本方針等について、保護者、地域の理解を得られるように、学校便り等で啓発をしていく。

また、PTA、地域の関係団体等と連携して、いじめについて協議し、対策を推進する。

○学校以外にも、生徒の悩み等を受け止められる機関との連携を強めていく。

### 3 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

○生命、心身に重大な被害が生じたとき。

○相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされているとき。

#### (2) 「重大事態対応委員会」の設置

○「いじめ防止対策委員会」の委員に、市教育委員会指導主事、学校評議員（主任児童委員）、児童家庭課職員、その他職員を加えた組織を設け、対処並びに同種の事態の発生防止に努める。

#### (3) 事実関係を明確にするための調査

○調査を実施し、その結果を市教育委員会に報告。

○いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査により明らかになった重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

○調査の目的は、民事上・刑法上の責任追及や訴訟等への対応ではなく、学校が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るためのものである。

「いじめ防止対策推進法」公布 平成25年6月28日公布 9月28日施行